

スタートアップからの公共調達の 推進における新事業分野開拓者認定制度 【第1回募集要項】

【申請期間】

令和8年9月1日（火）から令和8年10月31日（土）まで

【申請方法】

上記の募集期間内に、申請書等を下記URLからダウンロード・作成・準備
（詳細は「7 申請書類等」参照）し、下記メールアドレスあてご提出ください。

※ 申請にあたっては、お気軽に下記までご相談ください。

【認定予定日】

令和8年12月頃を予定

※ 令和8年11月～12月に学識経験者への意見聴取を行います。

※ 認定の経過・状況、学識経験者に関するお問合せはお受けできません。

【認定期間】

認定の通知をした日から令和12年3月末日まで（詳細は「6 認定期間」参照）

【申請先・問合せ先】

名古屋市経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課

メール a3046@keizai.city.nagoya.lg.jp

電話 052-972-3046

URL <https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/1026688/1044408/1046125/1051838.html>

令和8年8月
名古屋市

1 認定制度の目的

名古屋市では、産業競争力の維持・強化に不可欠なイノベーションの創出のため、その起爆剤となるスタートアップが持続的に創出されるエコシステムの構築を推進しています。令和7年6月には、当地域のコンソーシアムが「第2期スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市（広域都市圏型）」として内閣府から選定されました。

※ 参考URL <https://central-startup.jp/blog/introduce/about-consortium/>

スタートアップの規模を拡大するためには、スタートアップが提供する新しい商品やサービスの導入実績を増やすことが必要で、名古屋市では、スタートアップの新しい商品やサービスにかかる公共調達を推進するため、本認定制度を創設しました。

本認定制度は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく随意契約（4号随契）の対象となるスタートアップを認定するもので、公共への率先的な調達を推進し、当地域のスタートアップの成長を促進することを目的としています。

2 認定による効果

名古屋市の部署において、認定にかかる新商品及び新役務（以下「新商品等」という。）を調達する際に、随意契約による調達が可能となります。

※ ただし、認定により新商品等の調達を約束するものではありません。

また、ホームページへの掲載等、広く新商品等をPRします。

3 認定対象者

以下の◎の全てを満たす事業者が対象です。

◎ 認定の日（表紙参照）において、市内に拠点を有するスタートアップ企業

※ 拠点：事業活動を継続的に行っていることが確認できる事務所又は施設等

（利用契約等を締結しているコミュニティ型ワークスペースを含むが、締結している利用契約等が同スペース内デスク等の専有利用にかかるものでない場合は、同スペースを登記している場合に限る）

例：○登記している

○デスク等専有利用契約

×登記しておらず、専有利用契約ではない

※ スタートアップ企業：法人設立後10年以内の未上場の株式会社

◎ 本市が調達を検討している新商品等（「4 新商品等の定義」参照）を有する者

◎ 申請の日において次の①～⑥のいずれかに該当する者

① 「J-Startup」選定企業

② 「J-Startup CENTRAL」選定企業

③ 本市「先進技術社会実証支援事業」における「課題提示型支援事業」の実証事業者で、当該事業が完了している者

④ 本市「スタートアップ（等）まちなか実証推進事業」の実証事業者で、当該事業が完了している者

⑤ 愛知県が実施する「スタートアップ公共調達促進事業」において本市がトライアル発注した先の事業者で、当該トライアルが完了している者

⑥ 他の普通地方公共団体の長による認定を受けた者のうち、本市において課題解決に資する結果を期待できる者

なお、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は対象となりません。

(1) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 本市からの指名停止の措置を受けその期間にある者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、更生計画又は再生計画の認可決定が確定した者を除く。）

(4) 国税及び地方税を滞納している者

(5) その他、市長が適切でないと判断する者

4 新商品等の定義

以下の◎の全てを満たすものが対象です。

- ◎新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務
- ◎申請時において販売開始から５年以内のもの
- ◎認定対象者が自ら生産・提供するもの

また、

- 上記「３ 認定対象者」の③～⑤の事業者は、当該事業において対象となったもの
 - 上記「３ 認定対象者」の⑥の事業者は、当該認定を受けたもの
- に限ります（基本的機能が同じで実質的に同一の範疇に属するとみなされるものは含みます）。

5 認定要件

以下の◎の全てを満たすものが対象です。

◎（新規性・独自性）

新商品等が、次のいずれかであると認められること。

- ・既に企業化されているものとは、通常取引において/社会通念上、別個の範疇に属するもの
- ・既に企業化されているものと同一の範疇に属するものであっても、著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの

◎（有用性）

新商品等が、次のいずれかに寄与するものと認められること。

- ・事業活動に係る技術の高度化
- ・事業活動に係る経営の能率の向上
- ・市民生活の利便の増進

◎（市場性）

新商品等の生産・提供の実施方法・資金額・調達方法が、新たな事業分野の開拓を確実にするために適切なものであること。

6 認定期間

認定の通知をした日から３年を経過した日の属する年度の末日までです（表紙参照）。

ただし、上記「３ 認定対象者」の⑥の事業者は、他の普通地方公共団体の長による新商品等の認定期間を超えることはできません。

7 申請書類等

「様式1_申請書」及び下の添付書類①～⑨を作成・ご準備ください。

- ① 別添1 申請者の概要
- ② 別添2 新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（実施計画）
- ③ 別添3 名古屋市の部署等での使用方法等
- ④ 新商品等の詳細が分かるカタログ
- ⑤ 登記事項証明書及び定款
- ⑥ 直近期の決算資料
- ⑦ 会社概要
- ⑧ 納税証明書
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

- ・ ①～③：必ず記載例を参考に記入してください。
- ・ ②：「3 認定対象者」の⑥の事業者は、他の地方公共団体の長から認定を受けた実施計画の写しをもって代えることができます。その場合、他の普通地方公共団体の長による認定結果が分かる書類（通知書等）もあわせて添付してください。
※ なお、同①～⑤の事業者は、本市の認定後に他の地方公共団体へ申請された場合に、当該申請先の地方公共団体からの求めに応じて、この書類を提供することがあります。提供に同意しない場合や、提供にあたって一部を非開示としたい場合は、その旨お伝えください。
- ・ ③：調達を想定している名古屋市の部署等へは、申請者により個別にご連絡・ご調整いただきます。詳細は、当課までお問い合わせください。
- ・ ④：販売開始日がわかるものを含みます。
- ・ ⑤：登記事項証明書は、申請日の前3か月以内に法務局から発行された、履歴事項全部証明書とします。なお、本市が電子情報処理組織を使用して、当該書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付は不要です。
- ・ ⑥：直近1期の貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれらに準ずる資料です。
- ・ ⑦：市内に有する拠点、入居契約又は利用契約等による拠点で、かつ未登記である申請者は、当該契約等を証明する書面の写しを含みます。
申請の日までに入居契約、利用契約又は登記等に至っていない場合は、認定の日

までに上記の写しを提出してください。

- ・⑧：申請日の前3か月以内に発行された、直近1事業年度分の滞納が無い旨を証明するものとします（下の※1と※2）。ただし、申請者が法人設立後間もなく、納税期日を迎えてない場合等には添付を省略できます。

※1 「名古屋市税に滞納のない旨の証明書」

（注）名古屋市の市税事務所又は区役所で発行するもので、国税（税務署）・県税（県税事務所）ではないのでご注意ください。

（注）名古屋市内に営業所等を新設した直後など、「市内に営業所等はあるが納税が未発生」の場合には、市税事務所に提出した『事務所事業所新設申告書』の受付控など、市内の営業所等を正しく届け出ていることを確認できる書類を提出してください。

※2 「納税証明書（消費税及び地方消費税、その3様式）」

（注）所轄の税務署発行のもので、「その3様式」や「その3の3様式」等、未納税額の無い証明に限ります。（「その1様式」は不可）

（注）納税証明書はオンライン請求が可能です。オンライン請求を行う場合は以下のウェブサイトから申請手続きを行ってください。オンライン請求をされた場合は、交付されたPDFファイルを印刷して添付してください。（オンライン請求手続きに関するご質問は、税務署へお問い合わせいただきますようお願いいたします。）

（国税電子申告・納税システム）

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

- ・⑨：そのほか、申請内容を確認するために必要な書類を求めることがありますので、ご承知おきください。

8 認定後について

※ 認定までのスケジュールについては、表紙をご参照ください。

○ 広報PR

認定後、認定者の名称、当該新商品等の名称、価格及び内容等について、ホームページへの掲載等を予定しています。広報PRに関して、原稿の作成等を依頼させていただく予定ですので、ご承知おきください。

○ 報告及び調査

認定後、必要があるときは、認定者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は新商品等についての調査をすることがありますので、ご承知おきください。

9 申請内容の変更や中止

申請した内容に変更や中止が発生する可能性が生じた場合は、まずは認定通知書に記載のお問合せ先までご一報ください。

- 認定後に、「7 申請書類等」の②実施計画を変更しようとするときは、変更後の実施計画を作成し、様式第3号「変更承認申請書」に添付し申請してください。

ただし、「3 認定対象者」の⑥の事業者は、他の地方公共団体の長から認定を受けた、変更後の実施計画の写しをもって代えることができる場合があります。その場合、他の普通地方公共団体の長による変更認定結果が分かる書類（通知書等）もあわせて添付してください。

※ 資金の額を変更しようとするときは、資金の額を2割以上変更しようとするときに限ります。

2割未満の場合は、様式第4号「記載事項変更届」に添付し届け出てください。

- 認定後に、「7 申請書類等」の①申請者の概要、又は③名古屋市の部署等での使用方法等についてを変更しようとするときは、様式第4号「記載事項変更届」に証拠書類を必要に応じて添付し届け出てください。

※ 認定との関連性が低いものや軽微なものと判断した場合は、不要になる場合もあります。

- 認定後に、「7 申請書類等」の②実施計画に係る事業を中止したときは、様式第6号「事業中止届」により、届け出てください。

10 認定の取り消し

認定後に、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことがあります。なお、認定の取消しにより損失が発生したときは、当該事業者の負担となります。

- (1) 実施計画（変更後含む）に従って事業を実施していない場合
- (2) 「3 認定対象者」後段のなお書きに該当した場合や、「3 認定対象者」⑥の申請者の場合に他の普通地方公共団体の長による認定取り消しを受けた場合
- (3) 偽りの申請により認定を受けた場合
- (4) 知的財産権に関し、特許権等の侵害等重大な障害があることが判明した場合
- (5) 自社又は関連企業が、認定を投資の勧誘等、新商品等の販売促進以外の目的で利用した場合
- (6) そのほか、要綱に定める事項に反し、又は市長の指示に従わなかった場合

11 留意事項

- (1) この認定制度は、認定新商品等の品質などを保証するものではありません。
- (2) この認定制度は、認定新商品等の調達を確約するものではありません。

- (3) 申請内容及び申請内容に含まれる個人情報、本認定制度に関わる名古屋市の事業に関してのみ使用します。
- (4) 申請内容に含まれる著作物等の著作権は名古屋市に帰属しませんが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、名古屋市はこれを無償で使用します。
- (5) 名古屋市及び学識経験者は、認定事業者が行う事業活動及び名古屋市が行う(4)の著作物等の公表等により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (6) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号。いわゆるWTO案件）の規定が適用される案件については、本制度による随意契約での調達はできません。

<関係法令（抜粋）>

地方自治法（昭和22 年4月17 日法律第67 号）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

以下略

地方自治法施行令（昭和22 年5月3 日政令第16 号）

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～三略

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

以下略

地方自治法施行規則（昭和22 年5月3 日内務省令第29 号）

第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

三 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

一 新商品の生産等の目標

二 新商品等の内容

三 新商品の生産等の実施時期

四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。

5 前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。

6 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（第四項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

7 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。

8 前項の規定は、第四項の実施計画の変更について準用する。